

## 債権者集会（平成27年11月2日）のご報告

都筑区山口医院被害弁護団

山口了三氏（山口医院院長）及び漢山株式会社の破産手続きについて、平成27年11月2日、東京地方裁判所で債権者集会が開催されましたので、以下のとおり概略をご報告いたします。

### 1 裁判所からのお知らせ

次回の債権者集会は、平成27年12月24日（木）午後3時30分から

場所は、東京地方裁判所民事第20部（家裁・簡裁・地裁合同庁舎の建物）5階債権者集会場1，です

### 2 管財人からの報告

#### (1) 前回集会から今回集会までの管財業務

- ・債権回収（若干）
- ・財産・収支の報告

#### (2) 医師賠償責任保険について

医師賠償責任保険の適用について問い合わせていた件について、日本医師会及び神奈川県医師会から、平成27年10月21日付で回答があり、本件は保険金支払の対象とはならないとの結論であった。理由は「医療行為に当たらない」から保険契約の補償する対象ではないとのこと。

管財人としては、保険会社に対して保険金請求のために提訴するかどうか検討するが、いくつかの要素を考えて慎重に検討する。

#### (3) 今後の手続の進行について

次回債権者集会までに医師賠償責任保険について結論を出す予定。提訴しない場合は、配当に移ることになる。

### 3 質疑応答（管財人または裁判所からの回答）

- ・中間配当はされるのか

中間配当をするにもかなり費用がかかる。検討中だが、訴訟を提起しなければ最終配当になる。

- ・本件は詐欺ではないかと思うがどうか

詐欺だとすると保険は出ない。

- ・医師賠償責任保険の保険会社はどこなのか。

日本医師会が東京海上日動火災保険株、神奈川県医師会が損保ジャパン日本興亜株。

- ・査定申立に対する裁判所の判断はいつになるのか。

年内の予定。

- ・保険会社に対する訴訟の可能性について

障害が生じた一部の患者についての請求ということになると、訴訟しない方向に考慮することもある。

- ・次回債権者集会の期日が年末で支障が生じないか

次回期日の後、配当をすとしても官報公告をするなど時間的余裕があり、対応は年明けで間に合う。

以上